

Hirado Gender Equality Policy Plan

平戸市男女共同参画計画

みんなでつくろう あなたも私も輝く ひらど



平成28年度 ▶ 平成33年度



平戸市

Hirado City

目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方 2～5

- 1. 計画策定の趣旨 3
- 2. 計画の性格と位置づけ 3
- 3. 計画の期間 4
- 4. 基本理念 4
- 5. 基本目標・重点項目・施策の方向 4

第 2 章 計画の内容 6～21

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会形成に向けた意識づくり 7

- 重点目標 ①男女共同参画推進への理解と意識変革の促進 7

基本目標Ⅱ 仕事・家庭・地域活動における男女共同参画社会の実現 9

- 重点目標 ①政策・方針決定の場への女性の参画促進と支援 9
- 重点目標 ②まちづくりにおける男女共同参画の推進 10
- 重点目標 ③男女の雇用等における均等な機会の確保と女性活躍環境の整備 12
- 重点目標 ④農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の確立 13
- 重点目標 ⑤仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 14

基本目標Ⅲ 健康で安心して暮らせる環境づくり 17

- 重点目標 ①生涯を通じた健康支援 17
- 重点目標 ②生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 18
- 重点目標 ③男女間のあらゆる暴力の根絶 20

第 3 章 計画の推進 22～24

【参考資料】 25～47

- 1. 平戸市男女共同参画推進協議会 26
- 2. 資料 27
- 3. 男女共同参画社会基本法 31
- 4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 35
- 5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 42
- 6. 用語解説 50

第1章 計画の基本的な考え方

みんなであつろう あなたも私も輝く ひらど

第 1 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条に基づき、男女共同参画社会の形成に向け、本市の施策を計画的に推進するためのものです。

本市では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成 11 年度に制定された男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成 13 年度に「平戸市男女共同参画計画」を策定しました。その後、社会経済情勢の変化や計画期間満了に伴う計画見直しを行い、住民一人ひとりが元気で夢のある生活を実現するための諸施策に取り組んできました。

しかしながら、実生活ではまだまだ人々の意識や行動の中には、男女の役割を固定的に捉えようとする意識や社会慣習が見受けられます。近年、少子・高齢化の進展や人口減少、経済が低迷するなかで、個々の住民が自立し、積極的に社会に参画することで、生きがいを持ち、自己実現できる社会をつくることが、今後の男女共同参画社会への実現につながります。

このような中、前計画の計画期間が満了することに伴い、これまでの本市の計画を引き継ぎ、新たな制度と社会情勢の変化を踏まえた見直しを図り、課題への対策を盛り込んだ「平戸市男女共同参画計画」を策定するものです。

2. 計画の性格と位置づけ

「みんなであつろう あなたも私も輝く ひらど」の形成を推進するための行動計画であり、国・県の計画や「平戸市総合計画」をはじめとする各種関連計画との整合性をもつものです。

また、男女共同参画社会の実現に大きな関わりがある 2 つの法律が制定され、これらの法律に基づいた推進計画又は基本計画の策定が市町村の努力義務とされました。

本市では、この男女共同参画計画の一部を、以下の法律に基づく推進計画又は基本計画として位置づけます。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく平戸市推進計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）第6条第2項の規定に基づき、この計画を平戸市推進計画として位置づけます。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する平戸市基本計画

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という）第2条の3第3項に基づき、この計画を平戸市基本計画として位置づけます。

3. 計画の期間

この計画の期間は、2016（平成28）年度から2022（平成33）年度までの6年間とし、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

4. 基本理念

国の「男女共同参画社会基本法」の基本理念を尊重しながら、以下の4項目を平戸市の基本理念とします。

- (1) 男女が性別によって差別的な扱いを受けず、個人としての能力を発揮できるよう、男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会の制度や慣行に根強く残っている性別による固定的な役割分担意識に捉われることなく、家庭や職場などすべての分野で、男女が自由に活動できるよう配慮すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画でき、政策等の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女がお互いに協力して、子育て、家族の介護などの家庭生活における活動を行い、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動との両立をできるようにすること。

5. 基本目標・重点項目・施策の方向

「みんなでつくろう あなたも私も輝く ひらど」の形成を目指し、次の基本目標を設定します。

- I 男女共同参画社会形成に向けた意識づくり
- II 仕事・家庭・地域活動における男女共同参画社会の実現
- III 健康で安心して暮らせる環境づくり

基本目標

重点項目

施策の方向

I 男女共同参画社会形成に向けた意識づくり

【女性活躍推進法に基づく平戸市推進計画】

1 男女共同参画推進への理解と意識変革の促進

- 男女平等と相互協力意識を高める学校教育の推進
- 固定的性別役割分担意識の是正のための意識啓発

II 仕事・家庭・地域活動における男女共同参画社会の実現

【女性活躍推進法に基づく平戸市推進計画】

1 政策・方針決定の場への女性の参画促進と支援

- 審議会等への女性の参画促進
- 女性の人材育成と情報の提供

2 まちづくりにおける男女共同参画の推進

- 地域社会における男女共同参画の推進
- 地域防災における男女共同参画の推進
- 国際理解・交流の推進

3 男女の雇用等における均等な機会の確保と女性活躍環境の整備

- 男女の均等な機会と待遇確保の推進
- 女性活躍推進に向けた啓発及び情報提供

4 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の確立

- 女性の適性評価と働きやすい環境整備
- 女性の経済的地位と能力の向上

5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- 男性の家庭生活への参画促進
- 子育て支援の充実
- 介護者への支援の充実
- 働き続けやすい環境の整備

III 健康で安心して暮らせる環境づくり

1 生涯を通じた健康支援

- 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実
- 心身の健康管理のための支援

2 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者や障害のある人の生活安定と自立支援
- ひとり親家庭の生活安定と自立支援

3 男女間のあらゆる暴力の根絶
【配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する平戸市基本計画】

- 配偶者等からの暴力及びストーカーや性犯罪等の未然防止のための意識啓発
- 配偶者等からの暴力への対策の推進

みんなであつくりあなとも私も輝く平戸市

第2章 計画の内容

〔基本目標Ⅰ〕 男女共同参画社会形成に向けた意識づくり

○現状と課題

男女共同参画社会とは、性別によって差別されたり固定的な役割を強制されたりすることなく、男女が社会のあらゆる場面に参画し、それぞれの個性と能力を発揮し、互いに社会的利益と責任を分かち合うことができる社会です。

しかしながら、実際には長年の積み重ねにより社会的・文化的に形成された慣習やしきたりの中には、性別による偏見や差別を含む固定的性別役割分担意識によるものが数多くあるのが現状です。このことは私たち一人ひとりの生活に深く関わる問題であり、それに気付き、理解し、意識を変えていくことが男女共同参画社会の実現のために必要です。

本市では、次世代を担う子どもたちが、男女共同参画の理念を理解し、将来の人間形成、自己形成につながるよう、人権教育を推進するとともに、家庭・地域等のあらゆる場において、人権尊重の立場から男女共同参画社会の実現を阻む固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識を定着させることが必要です。

① 男女共同参画推進への理解と意識変革の促進

性別にとらわれることなく、一人ひとりがその個性と能力を発揮して自分らしく生きるためには、人権尊重の立場から男女共同参画に対する意識を定着させることが必要です。

このため、男女共同参画推進に対する理解と、男女共同参画社会の実現の足かせとなっている固定的性別役割分担意識など偏った意識の解消を促進することを目的とした情報提供やあらゆる人々に対しての学習機会の提供を行います。

○男女平等と相互協力意識を高める学校教育の推進

男女共同参画社会の形成を目指すには、その前提ともなっている男女平等意識と相互協力の意識を子どもの頃から自然に育んでいくことが重要です。

学校教育においては、あらゆる場面で人権尊重を踏まえた男女平等教育を推進するとともに、固定的性別役割分担意識にとらわれない相互協力の意識を育んでいきます。

事業名	事業内容
男女平等及び相互協力に係る教育の充実	性別にとらわれず個性と能力を伸ばすとともに、互いの人権を尊重し合える精神を育むために、心身の発達段階に応じた学習機会の充実に努める。また、男女がともに家庭・地域などあらゆる社会の一員として参画していくことの重要性を理解させ、相互協力意識を育んでいく。
進路指導の充実	男女の固定的な観念にとらわれることなく、個人の希望や適正を重視し、幅広い視野で職業や進学先を選択できる指導を行う。

○固定的性別役割分担意識の是正のための意識啓発

男女共同参画社会の実現や女性の活躍を推進していくためには、社会における慣行や制度の見直しに加え、未だに根強く残っている固定的性別役割分担意識の解消も必要不可欠です。

男女共同参画意識の醸成と併せて、固定的性別役割分担意識の是正、解消を図ることができるよう、情報の収集、提供を行うとともに、学習の機会を提供し、家庭や地域での意識向上を目指します。

事業名	事業内容
情報の提供	情報を収集し、広報誌やホームページ等を活用し、情報を提供する。
学習機会の充実	多様な選択を可能にする学習機会を充実し、市民の固定的性別役割分担意識の是正、解消を図ることで、男女共同参画の実現と女性の活躍促進につなげていく。
推進協議会の設置	男女共同参画を総合的かつ効果的に推進するための協議会を設置する。

〔基本目標Ⅱ〕 仕事・家庭・地域活動における

男女共同参画社会の実現

○現状と課題

持続可能で活力ある社会経済を構築していくためには、あらゆる人材・能力を確保し多様な視点を取り入れることが重要です。

わが国では、平成 27 年 8 月、「豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意志によって職業生活を営み又は営もうとする女性の活力と能力が十分に発揮されることが一層重要である」とのことから、女性活躍推進法が制定されました。このことにより、今後、ますます男女共同参画の視点が重要視され、男女が仕事・家庭・地域活動に対等なパートナーとして参画していくことが求められます。

しかしながら、多くの場面において方針や意思決定の場への女性参画に対する環境整備や女性自身の意識は未だ不十分な状況にあります。また、男性の仕事中心の考え方から、家事・育児・介護については、依然として女性がその多くを担っている現状があります。

このため、多様なニーズに対応した子育て・介護に関する社会的支援を充実し、仕事と生活の調和や男性の家庭・地域参画を促進する取り組みを進める必要があります。

① 政策・方針決定の場への女性の参画促進と支援

政治や行政機関などの政策・方針決定は、男女の双方に影響を及ぼすことから、その決定過程において、男女がバランス良く参画することが望まれます。より暮らしやすく質の高い行政サービスの提供を可能とするため、女性の更なる参画を推進するとともに、高い意識を持って行動し、責任を担うことができる女性の人材育成を図る必要があります。

○審議会等への女性の参画促進

市民意見を市政に取り入れる方法として審議会等があり、政策や方針を決定する重要な役割を担っています。しかし、平成 27 年度現在の本市の審議会等における女性の登用率は 17.6%と県下でも低い状況にあることから、積極的な女性の参画を進めるため、庁内推進体制を強化します。

事業名	事業内容
審議会等への女性参画の促進	市の各種審議会等への女性登用率を平成33年度までに30%以上とする目標を達成するため、各分野で活躍する女性の発掘・把握に努め、女性の積極的な選考・推薦について関係課へ働きかけを行う。
女性の管理者等への登用促進	女性活躍推進法に基づく平戸市特定事業主行動計画に基づき、男女の職務を固定化せず、意欲と能力のある女性を管理者へ積極的に登用し、職域を拡大するための意識改革を図る。
プロジェクト等への女性の参加促進	政策・方針を決定するプロジェクト等への女性参画を促進する。

○女性の人材育成と情報の提供

様々な要因から社会参画に消極的な女性が多いことから、女性も男性と対等な社会の構成員であるという自覚を持ち、積極的に参画するために、女性のエンパワーメント（政治・経済・社会・家庭等の分野において自分自身で行動できる能力を身につける）の学習活動を充実するとともに、あらゆる分野における人材情報を収集し、提供することが必要です。

事業名	事業内容
人材育成の充実	女性団体の活動の強化と育成を行い、リーダーの養成支援と研修会等を行う。
女性の能力向上を目指した講座の開催	女性が、政策・方針決定の場へ積極的に参画するための講座を開催する。
人材情報の収集と提供	男女共同参画の視点に立って活動している市民団体や活躍している女性の活動・活躍情報を収集し・提供する。

②まちづくりにおける男女共同参画の推進

少子高齢化社会の進展とともに、地域の抱える課題が多様化・複雑化している中で、豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、視野を広げ諸外国の実情や取り組み等も参考にしながら地域活動における男女共同参画を促進し、男女がともに支えあい、地域の課題について取り組んでいくことが必要です。

近年、女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加する中、時間的に余裕のある人や女性が主に担わざるを得なくなっている地域活動のあり方そのものについても見直しを行う等、多くの人が地域づくりに参加しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

また、近年の災害時の教訓から、防災計画や災害時の体制に女性の視点が欠けている問題への対策として、女性の視点を盛り込んだ防災対策を進める必要があります。

○地域社会における男女共同参画の推進

地域社会が抱えているニーズや問題点をきめ細かく把握しているのは、日常的に地域活動を担っている人であり、その多くは女性です。

しかしながら、その一方で自治会などの地域での方針決定の場への女性の参画は少ないのが現状です。

地域活動において男女が対等な立場で発言や方針決定を行い、男女共同参画の視点をもって地域のあらゆる活動が展開されるよう、意識啓発を図ります。

事業名	事業内容
地域社会への参画促進	自治会活動など地域社会における男女共同参画について、啓発や情報提供を行う。また、多くの人が地域の活動や話し合いの場に参画できるよう、就業者が参加しやすい曜日・時間に配慮した開催日時の設定を行うよう働きかけを行う。
地域活動への支援	ボランティアやNPO等の市民活動団体が自主的、主体的に行う地域活動に対し支援を行う。

○地域防災における男女共同参画の推進

大規模災害時等における防災の取り組みを進めるにあたっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要があることから、女性の視点に立ったきめ細かい取り組みを図るとともに、防災対策への女性の積極的な参画を促進します。

事業名	事業内容
女性の視点に立った防災体制づくり	災害時における女性のニーズに対応できるよう、女性の視点に立った防災計画の策定や防災体制づくりを行う。
地域防災対策への女性の参加の推進	自主防災組織や防災訓練等における女性の積極的な参画を促す。

○国際理解・交流の推進

わが国の男女共同参画施策は、国際社会における様々な取り組みと連動しながら進められています。そうした中で、男女共同参画に係る国連の動きや諸外国の

現状・取り組みについての情報収集や国際交流を通じて、わが国の実情を把握するとともに国際理解を深め、多様な価値観を尊重していくことが重要です。

事業名	事業内容
情報の提供	男女共同参画をめぐる国連の動向及び諸外国の実情や取組み等について情報提供を行う。

③男女の雇用等における均等な機会の確保と女性活躍環境の整備

【女性活躍推進法に基づく平戸市推進計画】

女性の就業については、法制度の整備等を背景として参画は進んでいるものの、結婚・出産・育児や昇進の男女格差、働く場における重要な意思決定など、女性の就業の場への参画には多くの問題があります。

女性の職業生活における活躍を推進することが、女性だけでなく男性にとっても働きやすい雇用・就業環境整備や家庭生活等との両立につながることへの理解に努めつつ、女性が自らの意志によって職業生活を営み、個性や能力を発揮できるよう、男女の均等な雇用機会や待遇確保、女性が働きやすい職場環境づくりに向け、働く場における意識や慣行の改善を図ります。

○男女の均等な機会と待遇確保の推進

厚生労働省や内閣府等では、雇用や就業における男女の格差是正や働き方を改善することを目的に周知啓発、法制度の整備に加え、ポジティブアクション等を推進しています。

本市においても、国や県の動きと連携して情報提供や啓発を実施していきます。

事業名	事業内容
労働者の権利に係る広報・啓発	職業生活において、男女の均等な雇用機会や待遇が確保されるよう、「男女雇用機会均等法」や「育児休業・介護休業法」等関連法令の周知・啓発を図る。
管理職への女性登用	女性活躍推進法制定に伴う平戸市特定事業主行動計画に基づき、意欲と能力のある女性職員の管理職への積極的な登用を図る。 また、企業に対しても広報・啓発によって女性の管理職への登用を推進する。

○女性活躍推進に向けた啓発及び情報提供

女性の職業生活における活躍の推進に向け、広く普及・啓発や情報提供等を行

うことによって、働くことを希望する女性がその希望に応じた働き方を実現できるような気運醸成を図っていきます。

事業名	事業内容
女性活躍推進法の周知・啓発	事業所・企業に対し、女性活躍推進法の周知・啓発を推進する。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び国の認定制度について、関係機関と連携して周知を図り、取組みを促進する。
女性活躍推進に係る取組事例紹介	先進企業における女性の積極的登用、職域拡大等のポジティブ・アクション（積極的改善措置）、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事例を紹介し、女性活躍推進に向けた事業所・企業の自主的な雇用体制・職場環境づくり等に係る取組みを推進する。

④農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の確立

近年、農林水産業及び商工業等の自営業において、女性が参画している経営体は売上や収益力が向上する傾向が見られ、女性が経営や地域の活性化に重要な役割を果たすようになってきました。その一方で、経営における重要な物事や方針を決定する場への女性の参画状況は未だ多いとは言えません。

男女がともに支えあいながら経営に参画し、事業を成長・発展させていくために、女性の労働に対する適正な評価とはたらきやすい環境の整備が望まれます。

○女性の適性評価と働きやすい環境整備

農林水産業及び商工業等の自営業に従事する女性が、自らの能力を活かし、充実感を持って働くことができるよう、その労働に対する適正評価と家族経営における就業条件の明確化を図り、共同経営者としてのパートナーシップの確立に向けた啓発活動を推進します。

事業名	事業内容
家族経営協定の普及促進	経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧なため不満やストレスが生まれがちな家族経営に対し、魅力的でやりがいのあるものにするため、家族経営協定の普及に努め、家族間での快適な労働環境整備につなげる。
方針決定過程への女性の参画促進	農林水産業及び商工業の関係機関委員等へ女性の登用を実態に応じて行うための普及啓発を図る。

○女性の経済的地位と能力の向上

女性の果たしている役割に対して、その働きに応じた所得・報酬を確保し、家庭生活や経営・運営に意欲を持って参画できるような社会、また、女性自身の参画意識・能力を高め、あらゆる方針決定の過程へ女性を参画していくことのできる社会を目指して啓発活動を推進します。

事業名	事業内容
経営者に対する啓発活動の促進	女性が職場において、適正な評価・報酬や就業条件が確保できるよう、経営者に対する啓発を図る。
女性の各種研修会等への参加促進	中心的な役割を果たしている女性に対し、経営管理能力や技術向上を図るための研修会への参加を促進したり、各分野における女性の能力向上やリーダー育成のための研修会等への参加を促進する。

⑤仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

【女性活躍推進法に基づく平戸市推進計画】

仕事、家庭、地域活動、趣味や自己啓発などを自分のライフスタイルにバランスよく取り入れた「ワーク・ライフ・バランスの実現」は、子育てや介護中の男女に限らず、生きがいや充実感をもって、心も身体も豊かに生活していくうえで、重要とされています。

しかし、仕事と家庭生活の両立の困難さを理由に仕事を続けることをあきらめてしまう女性も多いことや、男性の職場中心の意識により積極的に育児等の家庭生活へ参画できないことも問題となっています。また、少子高齢化が進み、核家族化など家族形態が多様化している現代では、育児や介護に対しての負担感が増しています。

一人ひとりが様々な場面で「ワーク・ライフ・バランスの実現」の重要性について理解し生活に取り入れていけるよう、周知・啓発を行うとともに、育児や介護を支援する様々な施策を進めます。

○男性の家庭生活への参画促進

女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、未だに家庭生活における女性への負担は、男性に比べ、極めて大きいのが現状です。

男性の家事・育児への参画について、社会的気運を醸成するための広報・啓発を図るとともに、家事・子育てについての理解を深める学習機会の提供を行います。

事業名	事業内容
パパ・ママ教室等の開催	夫婦が互いに支えあい協力できる家庭環境を推進するため、健康と育児に関する実践講座を開催する。
男性のための家事実践講座	男性が家事等へ積極的に参画するための公民館講座を開催する。

○子育て支援の充実

核家族化の進行や女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加といった社会構造や社会経済の変化により、子育て世帯のニーズは多様化しています。

子育て世帯が安心して子育てできるよう、子育てに関する相談体制や家庭と仕事の両立ができる環境を整備し、すべての子どもが健やかに成長できるよう支援していきます。

事業名	事業内容
子育て支援ネットワークの整備	子育てボランティア等の連携や情報交換を通して地域のニーズにあった支援に努める。
地域子育て支援拠点の整備	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う。
乳児家庭全戸訪問事業の実施	生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助等を行う。
保育サービスの充実	延長保育、休日保育、病児保育や一時預かり事業など利用者のニーズにあった保育サービスを提供するほか、保育料の軽減事業を実施する。
放課後児童クラブ等の提供	小学校や保育園において、児童が放課後に遊んだり学習する放課後児童クラブや学童クラブ、社会教育の一環として将棋教室など体験活動を行う放課後子ども教室の実施により、子どもにとって安全で健やかな場所を提供する。

○介護者への支援の充実

少子高齢化、核家族化が進展する中で、親や配偶者などの介護の問題は、男女が働き続ける上で、大きな問題となっています。女性のあらゆる分野での活躍と男女共同参画社会を推進していくうえでも、男女ともバランスのとれた仕事と家庭の両立及び地域への参画ができるよう介護者のニーズも踏まえながら、高齢者福祉や介護保険制度の啓発と介護サービスなどの充実に努めます。

事業名	事業内容
制度の広報・啓発	高齢者福祉や介護保険制度の内容を理解し効果的に活用してもらうため、説明会のほか、広報やホームページ、パンフレットによる広報・啓発を行う。
支援体制の充実	介護者の個々の状況に応じた支援サービスを提供する。また、介護者の孤立や不安を防ぐための介護家族等向けの研修会や交流会を開催する。

○働き続けやすい環境の整備

男女が共に職場において活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、情報提供や啓発の推進により事業者や労働者に対して長時間労働などの働き方の意識改革を図ります。

事業名	事業内容
労働者としての権利の広報と情報提供	育児・介護休業法や労働基準法改正等について、個々が権利を自ら主張できるよう、情報提供に努める。
ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発	事業所や一般に向けた広報・啓発により、仕事と生活の調和に対する認知度を高め、男女の区別なく仕事と生活の調和がとれた生活の普及・促進を図る。

〔基本目標Ⅲ〕 健康で安心して暮らせる環境づくり

○現状と課題

ライフスタイルの変化から、性別にかかわらず多様な生き方を選択する社会が進む一方、そこに求められる支援の充実が必要となっています。

本市では少子高齢化がますます進展し、高齢化率は35%を超え、今後もさらに進展する傾向にあります。

また、自殺の原因ともなるこころの病に加え、配偶者やパートナー間のDV、女性や子ども、高齢者や障害者など弱い立場の人への暴力も近年、全国的に深刻な問題となっています。なかでも配偶者やパートナー間のDVについては、被害を受けた結果、ひとり親世帯となるケースも少なくありません。

誰もが安心して、健やかで豊かに暮らせる環境をつくるためには、男女が互いの性差や年齢による特性を十分に理解し尊重し合い、思いやりをもって助け合うことができるよう、個人の意識の高揚を図ることが重要です。併せて、人権尊重の理念に基づき、相談や支援策を充実させるとともに、行政と関連機関が連携したり、地域みんなの見守りや協力が重要です。

①生涯を通じた健康支援

男女が主体的に行動し、健康を享受できるようにするためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することが必要です。このため、ライフステージや性差に配慮した健康教育、相談体制の充実を図ります。特に女性については、妊娠・出産や、更年期疾患等を経験する可能性があることから、心身に応じた健康維持支援や、妊娠・出産など人生の各ステージに対応した支援対策を「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点も踏まえながらすすめる必要があります。

○妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、地域において安心して安全に子供を産み育てることができるよう、母と子の健康を守るための健康診断、疾病予防対策、保健相談・指導等、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない保健医療対策を実施します。

事業名	事業内容
妊娠から出産までの保健対策の充実	妊娠から出産までの心と体に関する相談、指導、学習機会の充実を図る。また、子どもの事故予防の啓発活動にも努める。
妊産婦・乳幼児健康診査等の実施	妊産婦、乳幼児の健康の保持・増進を図るため健康診査事業や訪問指導事業等を実施するほか、幼児のむし歯予防事業や予防接種体制の充実を図り、疾病の予防・早期発見に努める。

○心身の健康管理のための支援

男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身につけ、主体的に行動して、自分の健康を管理できるような健康教育、情報提供、相談体制の充実と性差に応じた健康診査、健康指導を行います。

事業名	事業内容
保健事業の充実	健康増進のための教育・相談・健康診査の実施や生活習慣病を予防するための指導を行う。
健康づくり意識の高揚	福祉健康まつりの開催、地域の特性や食生活を踏まえた食事指導、健康づくり推進員活動の実施、出前講座等により健康づくり意識の啓発・高揚に努める。
がん検診の充実	検診による死亡率減少効果があるとされている大腸がんや女性特有の乳がん、子宮がんの早期発見・予防のため、一定の年齢に達した人に対し受診料を助成するほか、広報・啓発活動により受診率の向上を図る。
こころの健康に関する体制強化と知識の普及・啓発推進	一次相談機関の充実や専門相談機関との連携強化を図るとともに、精神疾患に関する基礎知識を持てるよう健康教育や広報誌等により情報提供を行う。

②生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

高齢化の進展や未婚・離婚の増加により単身世帯とひとり親世帯が増加し、特に高齢単身女性や母子世帯は、厳しい経済状況に置かれる場合が多く、一方、高齢単身男性や父子世帯は、地域でのネットワークが少なく、孤立しがちな傾向にあります。

また、障害のある人については、社会参加や雇用機会の確保において、未だ厳しい状況にあります。さらに、高齢者や障害者を介護する家族の孤立化や精神・経済的負担も大きな問題となっています。

こうした中で、高齢者や障害者、ひとり親家庭等の自立促進と生活の安定を図るため、相談体制の充実や各種福祉サービス等支援策の充実させることが必要です。

そうした支援策の充実が、対象者のみならず日常的に介護する家族の地域社会参

画にもつながり、男女共同参画社会の形成を促進します。

○高齢者や障害のある人の生活安定と自立支援

障害のある人が生き生きと安心して暮らせる社会を目指して、ノーマライゼーションの理念に基づいた身体的・精神的なバリアフリーを促進します。

また、一人ひとりの高齢者が「自分らしさ」を発揮しながら生涯「自分らしく」暮らし続けることができるまちを目指し、高齢者が地域に参画できるような機会を提供するとともに、相談・支援体制の充実に努めます。

事業名	事業内容
福祉サービスの充実	高齢者や障害者が安心した生活を営み、また、地域社会へ参画できるよう、多様なニーズに応じた福祉サービスの充実を図る。
相談体制の充実	高齢者や障害者及び介護している家族からの相談に応じ、必要なサービスを受けられるよう情報提供に努める。
高齢者組織の活性化	教養の向上や健康づくり、地域におけるボランティア等、生き生きと意欲的に活動している老人クラブ活動の支援を行い、組織の活性化を図る。
高齢者及び障害者の就業機会の確保	シルバー人材センターで、それぞれの高齢者に適合した就業機会の確保を図る。また、障害者就労施設等からの物品等調達について、一層の推進を図る。
高齢者見守りネットワーク事業の実施	市や高齢者見守り協力機関、関係機関や団体などが相互に協力・連携して一人暮らしの高齢者を見守り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する。

○ひとり親家庭の生活安定と自立支援

ひとり親家庭では、子どもの教育や家事、仕事など生活上の様々な問題を一人で抱え、経済的にも不安定な状況に置かれがちなことから、ひとり親が安心して子育てをしながら地域社会に参画していくための環境づくりの支援として、医療費助成や各種手当・貸付などの経済的支援や自立のための相談支援を行います。

事業名	事業内容
相談業務の充実	母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭を対象に、福祉資金の貸付、生活一般・住宅等生活上の問題等、様々な問題についての相談・指導を行い、生活の安定を図る。

ひとり親家庭の自立促進と生活の安定	ひとり親家庭に対し、各種資金の貸付や医療費の助成を行うほか、一時的に生活援助が必要な世帯に対して家庭生活支援員を派遣し、必要な支援や保育を行う。また、母子家庭の母が就職に有利な資格を取得できるよう、養成期間において生活費の一部を助成する等ひとり親家庭の自立を支援する。
-------------------	--

③男女間のあらゆる暴力の根絶

【配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する平戸市基本計画】

DVやセクシュアル・ハラスメント等の性暴力などは、被害者の生活や身体・健康まで脅かすこともある、深刻な人権侵害であり、いかなる場合も許されるものではありません。

また、こうした人権侵害の被害者は、その多くが女性であり、そうした女性への暴力の背景には、性別による固定的な役割分担、経済格差や上下関係といった社会的・構造的問題があります。DVや虐待などに関する法律・制度上の整備や、社会における認知度が近年進んできた一方、そうした男女間の暴力が男女共同参画の推進を阻む社会的問題であるにもかかわらず、潜在化しやすく、家庭的・個人的問題ととらわれがちで社会的理解が不十分というのが現状です。

この基本計画では、2つの施策の方向を柱に、加害者も被害者も出さない、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

○配偶者等からの暴力及びストーカーや性犯罪等の未然防止のための意識啓発

配偶者等からの暴力及びストーカーや性犯罪等に対し、刑法、売春防止法、児童福祉法、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律など、関係法令の厳正な運用を図ります。

また、未然防止、根絶に向けて、知識・理解を深めるため、関係法令の周知や啓発を推進し、暴力は決して許さないという意識の醸成と環境づくりを推進します。

事業名	事業内容
有害環境の浄化	性犯罪を防止するため、有害図書の排除など、有害環境の浄化を進める。
未然防止に向けた周知・啓発活動	男女間における暴力は、男女共同参画社会の基盤となる“人権の尊重”を侵害するものであることから、市のホームページや情報誌等効果的な手段を活用し、人権尊重や男女共同参画についての意識醸成を行う。また、DV防止法やストーカー規制法をはじめとする関係法令の内容の周知・啓発を図る。

○配偶者等からの暴力への対策の推進

市内外の関係機関との連携により、相談につながる・相談しやすい体制を整え、DV等の被害相談者の状況や意向により、安全に配慮しながら、安心して自立に向かえるよう、被害者の立場に立った支援を実施します。

事業名	事業内容
DV防止・早期対応に向けた啓発活動	配偶者等からの暴力防止と潜在的な被害者の早期発見・早期対応を図るため、DVが身体的な暴力に限らないこと等、DV防止に関する正しい知識の周知を行う。またDV被害者の確実な支援につなげられるよう、情報提供や見守りを目的とした人材育成のための研修会を開催する。
相談窓口の周知・案内	被害者が相談しやすいよう、相談窓口の広報を強化する。また、行政支援が必要な相談者に対し、適切な窓口へ同行し、きめ細かな支援へとつなげる。
被害者への支援	DVやストーカー、性犯罪等の事案については、緊急性が高く、複合的な問題が多いことから、警察署やこども・女性・障害者支援センター等、外部の関係機関との連絡体制をとりつつ、管内においても被害者の立場や状況に応じて複数課による連携対応により問題解決及び支援を行っていく。

第3章 計画の推進

計画を総合的、効果的に推進するために、市の各部門が連携して推進と進捗状況の把握にあたるとともに、国・県・関係諸機関等との情報交換等の連携強化を図ります。

また、市民に対しては、本計画内容の理解を求め、男女共同参画社会実現に向けて積極的な協力を呼びかけていきます。

1. 庁内の横断的な推進体制の整備

各部門間の連携を図りながら、施策を推進するとともに、職員一人ひとりが男女共同参画に対する認識を深め、自ら推進役となることができるよう研修や情報提供の充実を図ります。

2. 平戸市男女共同参画推進協議会の設置

広く市民からの意見を聴取し、計画の推進を図るため、平戸市男女共同参画推進協議会を設置します。

3. 男女共同参画に関する調査、情報収集

男女共同参画の現状と問題点を把握するために調査、情報収集を行い、施策の見直し、企画立案に努めます。

4. 計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況を把握し、その成果等について研究するとともに、結果を公表するなど進行管理を行います。

計画の進捗を図るための指標

	項 目	基準値	基準年度	目標値	目標年度
形成に向けた意識作り Ⅰ 男女共同参画社会	市HPまたは啓発紙等による固定的性別役割分担意識の是正, ワーク・ライフ・バランスについての普及啓発	—	—	年1回	H33
	平戸市人権教育研究大会の開催	年1回 (120人)	H27	年1回 (150人)	H32
	男女共同参画に関する講演会等の開催	—	—	年1回	H33
男女共同参画社会の実現 Ⅱ 仕事・家庭・地域活動における	市の審議会等委員への女性の登用率	17.6%	H27	30%	H33
	市の管理職に占める女性の割合	13%	H27	30%	H37 (H31 見直し)
	市の班長・係長職に占める女性の割合	28%	H27	30%	H37 (H31 見直し)
	ホームページ等による企業、団体への雇用制度の周知	—	—	年1回以上	H33
	市HPまたは啓発紙等による企業、団体への女性活躍促進および女性の積極的活用に関する情報提供	年1回	H27	年1回以上	H33
	市の男性職員の育児休暇取得率	3%	H27	70%	H31
	市の男性職員の配偶者出産休暇取得率	66.7%	H27	80%	H31
	市職員の年次休暇取得日数	9.5日	H26	15日	H31
健康で安心して暮らせる環境づくり Ⅲ	乳幼児全戸訪問	94%	H27	100%	H33
	乳がん検診受診率	19.4%	H26	45%	H33
	子宮がん検診受診率	16%	H26	45%	H33
	介護予防教室	170回 (2,514人)	H27	170回 (2,658人)	H32
	高齢期健康教育	771人	H26	890人	H29
	平戸市高齢者見守りネットワーク事業	152人	H27	160人	H32
	高齢者日常生活支援推進事業「ワンコインまごころサービス事業」	679人	H27	800人	H32
	老人クラブ活動助成事業	62団体	H27	62団体	H33
	啓発物やホームページ等による、DVに関する正しい理解と認識の促進のための情報発信	年1回	H27	年1回以上	H33

参 考 資 料

平戸市男女共同参画推進協議会要綱

（設置）

第1条 平戸市の男女共同参画社会形成に関する諸問題について、広く意見を聴取し、男女共同参画を総合的かつ効果的に推進する施策の企画及び推進に資するため、平戸市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）男女共同参画に関する諸問題の調査研究に関すること。
- （2）男女共同参画社会の形成に関する行政施策の推進に関すること。
- （3）男女共同参画計画の企画立案に関すること。
- （4）その他男女共同参画社会形成促進に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）識見を有する者
- （2）公募によって応募した者のうち、市長が認めるもの
- （3）その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、総務部地域協働課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

2 この告示の施行後最初の協議会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成22年3月25日告示第38号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日告示第31号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第30号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

表1 次の分野において男女は平等になっていると思いますか。

分 野	標本数	男性の方が非常に優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	無回答
	人	%	%	%	%	%	%	%
家庭生活	全体 1,090	10.3	44.6	27.9	5.6	1.3	6.0	4.4
	男性 455	5.1	42.2	36.9	5.9	0.9	4.8	4.2
	女性 607	14.0	46.5	21.4	5.4	1.5	7.1	4.1
職 場	全体 1,090	13.1	43.1	21.1	3.9	0.7	9.4	8.5
	男性 455	10.1	45.1	24.4	4.2	1.3	6.4	8.6
	女性 607	15.3	41.7	18.6	4.0	0.3	12.0	8.1
学校教育の場	全体 1,090	0.7	7.9	66.7	2.5	0.6	13.7	8.0
	男性 455	0.4	4.8	71.4	3.5	0.9	11.0	7.9
	女性 607	0.8	9.7	63.6	1.8	0.3	16.1	7.6
地域活動の場	全体 1,090	3.2	30.7	38.4	6.9	0.7	12.6	7.4
	男性 455	0.9	27.9	46.2	6.6	1.5	10.3	6.6
	女性 607	4.9	32.8	33.3	6.8	0.2	14.7	7.4
政治や行政の政策・方針決定の場	全体 1,090	23.5	46.0	13.0	1.2	0.2	9.8	6.3
	男性 455	16.0	46.2	20.7	2.0	0.4	8.8	5.9
	女性 607	29.0	46.1	7.2	0.7	0.0	10.9	6.1
法律や制度の上	全体 1,090	11.2	30.7	34.7	3.8	0.6	12.4	6.6
	男性 455	4.8	24.6	47.9	5.9	1.3	9.7	5.7
	女性 607	15.8	34.9	25.0	2.3	0.2	15.0	6.8
社会通念慣習・しきたり	全体 1,090	17.8	52.3	14.0	2.6	0.5	7.3	5.5
	男性 455	10.8	54.3	19.6	3.5	0.9	5.3	5.7
	女性 607	22.9	51.2	9.7	2.0	0.2	9.2	4.8
社会全体	全体 1,090	11.4	58.7	14.2	1.6	0.5	8.3	5.3
	男性 455	5.3	58.9	20.9	2.9	1.1	5.7	5.3
	女性 607	16.1	58.6	9.2	0.7	0.0	10.5	4.8

資料：男女共同参画社会に向けての県民意識調査報告書（平成 27 年 3 月）

表2 女性の活躍促進・男女共同参画社会づくりについて

あなたは、男女がともに社会のあらゆる分野にもっと参画していくために、何が最重要課題だと思いますか。

標本数		法律や制度の見直し	偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりの改善	男性の意識・能力の向上	女性の意識・能力の向上	女性の就業、社会参加の支援施設やサービスの充実	一定の割合での女性登用	その他	わからない	無回答
人		%	%	%	%	%	%	%	%	%
全 体 1,090		8.4	36.4	3.9	9.2	9.9	4.2	0.6	7.2	20.2
性別	男性 455	10.8	38.7	3.5	9.5	7.9	4.6	0.4	6.4	18.2
	女性 607	6.4	35.1	4.0	8.7	11.5	4.1	0.7	7.9	21.6
年代別	20歳代 80	13.8	50.0	2.5	8.8	8.8	1.3	0.0	3.8	11.3
	30歳代 131	9.9	42.7	3.1	6.9	9.2	3.8	0.0	7.6	16.8
	40歳代 151	9.9	36.4	4.6	4.6	10.6	3.3	0.7	6.6	23.2
	50歳代 196	8.7	38.3	2.6	10.7	11.7	3.1	1.5	3.6	19.0
	60歳代 274	5.8	35.4	4.7	11.3	9.9	5.5	0.4	8.0	19.0
	70歳以上 232	6.9	28.4	3.9	9.5	9.5	6.0	0.4	10.8	24.6
	不明 26	15.4	30.8	7.7	11.5	3.8	0.0	0.0	7.7	23.1

資料：男女共同参画社会に向けての県民意識調査報告書（平成27年3月）

表3 女性が職業をもつことについての考え方

標本数		女性 は職業を もたない 方がよい	結婚を するまでは 職業を もつ方が よい	子どもが できるまでは 職業を もつ方が よい	子どもが できたら退 職し子育て が落ち着 いた後再就 職する方が よい	子どもが できても、 ずっと職業 を続ける 方がよい	その他	わから ない	無回 答
人		%	%	%	%	%	%	%	%
全 体 1,090		1.1	3.5	3.9	51.2	26.4	3.1	4.1	6.6
性別	男性 455	1.5	4.8	4.6	47.3	25.7	4.0	4.2	7.9
	女性 607	0.8	2.6	3.5	54.7	26.7	2.3	4.1	5.3
年代別	20 歳代 80	0.0	6.3	5.0	52.5	30.0	2.5	2.5	1.3
	30 歳代 131	1.5	1.5	5.3	55.7	24.4	3.8	6.1	1.5
	40 歳代 151	1.3	2.0	2.0	47.7	33.1	8.6	4.6	0.7
	50 歳代 196	0.0	3.1	2.6	56.1	29.6	2.0	4.1	2.6
	60 歳代 274	1.5	4.0	4.0	52.9	24.8	1.5	5.5	5.8
	70 歳以上 232	1.7	4.7	5.2	46.1	20.3	1.7	1.7	18.5

資料：男女共同参画社会に向けての県民意識調査報告書（平成 27 年 3 月）

表4 男女がともにワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現するために必要なこと

標本数		雇用・労働条件での男女間格差を是正する	労働時間の短縮、フレックスタイム制、在宅勤務時間制等を導入する	「育児休業制度・介護休業制度」を普及促進する	子どもが病気やけがの時に休みが取れる制度を導入する	子育て時期などにおける転勤に配慮する	男性が家事や育児、介護へ参加する	女性が働くことに対する、家族や職場など周囲の理解・協力を深める	育児や介護のための施設やサービスを充実する	結婚・出産などによる退職者の再雇用制度を普及促進する	就職情報を積極的に提供する	技能習得のための機会を充実する	女性の自覚や意欲・能力を向上させる	特に必要なことはない	その他	無回答
人		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
全 体 1,090		25.6	28.2	29.2	38.5	12.8	22.2	29.4	28.0	24.5	5.9	7.1	10.8	1.0	2.2	4.4
性別	男性 455	31.9	27.3	33.6	32.7	11.6	20.9	22.0	26.4	27.7	5.7	7.3	11.6	1.3	1.8	5.9
	女性 607	20.9	28.5	26.0	42.8	13.7	23.4	34.9	29.3	22.6	6.3	6.9	10.2	0.8	2.1	3.0
年代別	20 歳代 80	25.0	36.3	43.8	48.8	16.3	18.8	33.8	18.8	36.3	8.8	7.5	7.5	0.0	1.3	0.0
	30 歳代 131	18.3	38.9	23.7	50.4	18.3	25.2	33.6	30.5	18.3	7.6	6.1	5.3	0.0	3.1	0.8
	40 歳代 151	25.2	32.5	26.5	46.4	12.6	25.2	28.5	24.5	24.5	7.3	10.6	10.6	0.0	3.3	2.0
	50 歳代 196	26.0	33.7	34.2	28.1	13.8	23.0	28.1	32.7	26.0	5.6	8.7	11.7	1.0	2.0	1.0
	60 歳代 274	27.0	27.4	28.8	36.1	10.9	22.6	28.8	34.7	25.9	5.1	6.2	13.1	1.8	0.7	1.8
	70 歳以上 232	28.0	11.6	25.9	34.5	10.3	19.0	28.0	20.3	22.4	4.7	4.7	11.6	1.7	2.2	14.7

資料：男女共同参画社会に向けての県民意識調査報告書（平成 27 年 3 月）

男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する

基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を

通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てゐる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てゐる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

目次
第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性

と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（平成二十七年九月四日法律第六十四号）

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項にお

いて「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量

的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところ

により、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働

者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若し

くは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関

する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業生活に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、

又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関

し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定

一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団

体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（職業指導等の措置等）

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に

従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効

力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、

当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基

本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２ 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４ 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５ 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２ 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３ 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進す

るため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

４ 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

５ 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２ 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

３ 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

４ 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護につ

いての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれ进行处理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は

身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活におい

て密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況二配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足る申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。

ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項

において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、

都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、	第二十八条の二

離婚をし、又はその婚姻	又はその婚姻が取り消された場合	に規定する関係を解消した場合
-------------	-----------------	----------------

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

略

附則（平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定公布の日

2 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

用語解説

○固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割を決める固定的な考え方のこと。

男女があらゆる分野に対等なパートナーとして参画し、それぞれ能力が十分に発揮できる社会を形成するには、このような意識を変えていくことが必要である。

○男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略称。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とする法律で、1999年4月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別を禁止している。また、新たにポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメントに関する規定等も設けられている。

○ポジティブ・アクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

○エンパワーメント

「力をつける」という意味。

第4回世界女性会議のキーワードの一つとなったもので、女性たちが、自分たちのおかれている状態・地位を自ら変えていこうとする考え方のもと力をつけることを指す。

○NPO

「Non Profitable Organization」の略で直訳すると非営利組織となるが、正確には民間非営利組織と訳するのがふさわしく、その基本的な性格は、民間性・非営利性・組織性に代表される。

NGOとNPOは、非政府を強調するか非営利を強調するかの違いはあるが、基本的には同じものを指す。

○ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることをさす。

○DV

ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人といった親密な関係にあるパートナーから振られる暴力のこと。殴る、蹴るなどの「身体的暴力」、大声でどなる、無視する、携帯電話やメールなどをチェックする「精神的暴力」、性行為を強要する、避妊に協力しないなどの「性的暴力」、生活費を渡さない、借金を繰り返す、お金を借りるなどの「経済的暴力」などがあり、いくつかの暴力が重なって被害を受けるケースもある。

また、結婚前の恋人間で起こるDVを「デートDV」といい、相手の行動を監視したり、束縛したりするようになり、ストーカー行為や暴行傷害に繋がるケースもある。

○セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのこと。

職場でのセクシュアル・ハラスメントについては「相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことに

よって就業環境を著しく悪化させること」とされている。

雇用上の力関係を利用して性的ないやがらせや性的行為を強要する「代償型」と、屈辱的、敵対的な言動によって職場環境を不快にする「環境型」に分類される。

○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されている。主として妊娠・出産に限られがちだった従来の「女性の健康」を、月経、避妊、中絶、不妊、子育て、更年期障害、性感染症等の面からとらえ、女性が生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することを目指そうという概念である。

1994 年、カイロで開かれた国連主催の国際人口・開発会議では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツがキーワードのひとつになり、1995 年の世界女性会議（北京）の行動綱領でも確認されている。

○ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（正常）であるという考え。

○売春防止法

売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗を乱すものであるという観点から、売春を防止する目的で、1956 年 5 月に制定され、1957 年 4 月に施行された。

○児童福祉法

児童の福祉に関する総合的基本法。1947 年 12 月に新憲法下の第一特別国会で制定され、1948 年 1 月に施行された。

○DV 防止法（DV 法）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護に関する法律」の略称。これまで「夫婦間の問題だ」などとして見過ごされてきた配偶者の暴力を防止し、被害者の保護を図るための法律で、2001 年 4 月に制定され、同年 10 月に施行された。

○ストーカー規制法

ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等をさだめた法律で、2000 年 11 月に制定、施行された。

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

児童買春・児童ポルノの取締りを目的として 1999 年 5 月に制定され、同年 6 月に施行された。

平戸市男女共同参画計画

発行：平戸市総務部地域協働課

〒859-5192

平戸市岩の上町1508番地3

TEL 0950-22-4111（代表）